

国民健康保険被保険者証を更新

担当

国保年金課

☎046(252)7003
FAX 046(252)7043

現在使用している国民健康保険被保険者証（被保険者証）の有効期限は、9月30日（土）です。9月下旬までに、新しい被保険者証を世帯主宛てに転送不要の簡易書留郵便で郵送しますので、記載内容の確認をお願いします。内容に誤りや不明な点などがある場合には、担当へご連絡ください。

の方は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要となります。有効期限の切れた被保険者証は、市役所1階国保年金課または各出張所に返却するか、細かく裁断して破棄してください。

※平成30年9月30日までに75歳になる方の被保険者証の有効期限は75歳の誕生日の前日で、誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい被保険者証をお使いください。

現在、自殺は「自殺を個人的な問題に帰するのではなく、自殺問題には社会的な取り組みが必要である」と考えられており、力を合わせて自殺の原因となる問題を解決し「安心して暮らせるまち」をつくることです。

気づき・家族や仲間の変化に気付いて、声を掛ける

発言・行動・体調の変化

なお、新しい被保険者証が届いた方で、就職したり扶養に入るなどして社会保険などの被保険者証をお持ち

自殺予防週間

担当

障がい福祉課

☎046(252)7132
FAX 046(252)7043

9月10日～16日は自殺についての正しい知識を得るための「自殺予防週間」です。

あなたも自殺を防ぐ

「ゲートキーパー」に

自殺を防ぐためには、普段からの「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」が大切です。

できる声掛けをしましょう。

傾聴・気持ちを尊重し、

耳を傾ける

悩みを話してくれたら、

時間をかけて、傾聴しましょう。話題をそらす、否定、表面的な励ましなどは逆効果です。気持ちを尊重・共感した上で、相手を大切に

思う気持ちを伝えましょう。

つなぎ・専門家への

相談を促す

心の病気や社会・経済的な問題などは、公的相談機関、医療機関の専門家への相談につなげましょう。

相談を受けた側も抱え込まず、プライバシーに配慮した上で、家族や友人など

のキーパーソンの協力を求め、連携を取りましょう。

見守り・温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

身体や心の健康状態について自然に声を掛け、焦らずに見守りましょう。

必要に応じ、キーパーソンと連携をとり、専門家に情報を提供しましょう。

不眠はうつサインかも

2週間以上続く不眠はうつ病の可能性があります。うつ病の早期発見・治療が自殺予防につながります。

疲れていても眠れない日が続く方は、早めに医療・専門機関へ相談してください。

平成29年度第2回住宅リフォーム補助制度

市では、地域経済の活性化と市民の居住環境の向上を目的とした、住宅リフォーム補助制度の申請を受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

○対象要件 市内在住で、住民登録のある人が所有し、自ら居住している住宅（共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分）で、次の項目全てに該当するもの

- 所有者が市税を滞納していない
- 市内に本店・本社がある業者が行う工事である
- 市が実施する他の補助制度や南関東防衛局が行う防音工事と同箇所でない
- 着工予定の工事（着工済は対象外）である
- 平成30年3月30日（金）までに工事完了書類を提出できる
- 工事が10万円（税抜き）以上である

○募集件数 64件（多数公開抽選）

○補助金額 5万円（一棟につき1回限り、過去に補助を受けたことがある場合は対象外）

○提出書類

- 市役所4階建築住宅課で配布する補助金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）
 - 住宅リフォーム見積書の写し（施工業者の名称・所在地・電話番号の記載と押印があるもの）
- ※一業者の申請枠は5件までです。見積もりを依頼する際は確認してください。

○撮影日付入りの住宅の現況写真（住宅の全景、工事部分）

○申請方法 9月22日（金）～10月6日（金）午前8時30分～午後5時（正午～午後1時は除く）に上記提出書類を直接担当へ

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 FAX 046(255)3550

庭木の枝(剪定枝)落ち葉、下草の資源化

市ではごみの減量化を推進するために、家庭の庭木を剪定した際に出る枝、落ち葉、下草類を資源物として無料で戸別回収を行っています。回収には事前に下記の申込専用電話番号へ申し込みが必要です。申し込みずに燃えるごみの日などに集積所に出しても回収されないのをご注意ください。枝を出す際は太さ20センチメートル以内、長さ1メートル以内の枝を直径30センチメートル以内の太さに束ねてください。また、落ち葉、下草を出す際は土や石などが混入しないようにし、透明・半透明のポリ袋に入れてください。

また、対象外の寸法の枝については、民間業者（有料）を紹介しますので、担当へお問い合わせください。

【申込専用電話番号】☎046(252)7560

担当 資源対策課 ☎046(252)7659 FAX 046(252)7616

入院時生活療養費の標準負担額が一部変更

担当

国保年金課

☎046(252)7672
FAX 046(252)7043

医療療養病床に入院する65歳以上の方が負担している入院時生活療養費の標準負担額のうち、居住費（光熱水費相当額）が法改正に伴い10月から変更されます。変更される標準負担額は左表の通りです。

10月診療分からの居住費の自己負担額

65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	200円/日
難病患者	0円/日

【医療区分Ⅲ】

○疾患・状態

- スモン、医師および看護士により常時監視・管理を実施している状態

○医療処置

- 中心静脈栄養、24時間持続点滴、人工呼吸器使用、ドレーン法、胸腔腔洗浄、発熱を伴う場合の気管切開・気管内挿管、感染隔離室におけるケア、酸素療法（密度の高い治療を要する状態）

【医療区分Ⅱ】

○疾患・状態

- 筋ジストロフィー、多発性硬化症／視神経脊髄炎、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、その他の指定難病、脊髄損傷（頸髄損傷）、慢性閉塞性肺疾病（COPD）、疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍、肺炎、尿路感染症、リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内、脱水かつ発熱を伴う状態、体内出血、頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態、褥瘡、せん妄、うつ状態、末梢循環障害による下肢末端開放創、暴行が毎日みられる状態（原因、治療方針を医師を含め検討）

○医療処置

- 透析、発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養、喀痰吸引（1日8回以上）、気管切開、気管内挿管のケア、頻回の血糖検査、創傷（皮膚潰瘍、手術創、創傷処置）、酸素療法（医療区分Ⅲに該当するもの以外のもの）

【医療区分Ⅰ】

医療区分Ⅱ・Ⅲに該当しない者